

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 7 の第 7 号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 大阪港埠頭ターミナル株式会社

所 管 所 属：大阪港湾局

通 知 日：令和 7 年 7 月 8 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	余剰資金の資金計画作成及び取締役会決議については是正を求めたもの 【大阪港埠頭ターミナル株式会社に対して】 団体の資金計画について状況を確認したところ、資金運用に関し、資金計画の作成及び運用枠の設定をしていないとのことであった。 【指摘事項】 1. 団体は、事業計画・予算に沿った資金計画を作成し、取締役会の承認を得られたい。 2. 取締役会の承認を得た資金計画の範囲内で余剰資金を運用されたい。	【1】 ・令和 7 年度以降は年度毎に余剰資金を把握した上で、資金計画を作成し、当該事業年度の前年度末に開催する取締役会に諮り、承認を得ることとし、令和 7 年度の資金計画について令和 7 年 3 月 7 日（金）の取締役会で承認を得た。 【2】 ・令和 7 年度から、取締役会の承認を得た資金計画の範囲内で、資金繰りを圧迫することがないように、適切な運用を行っていく。	措置中	(令和 8 年 3 月下旬)
2	有価証券の取得決議については是正を求めたもの 【大阪港埠頭ターミナル株式会社に対して】 団体は、金銭信託（額面 5 億円）を取得した際に、稟議書にて社長の決裁を得ているものの、取締役会決議を得ていなかった。 【指摘事項】 団体は、有価証券の範囲を適切に理解し、1 億円以上の有価証券を取得する場合は、取締役会決議を得られたい。	・有価証券管理規程の内容及び有価証券の範囲について、総務部内に周知するとともに、担当役員、総務部長、担当課長等に対しては、令和 6 年 12 月 24 日開催の総務会において正しい理解、認識をもって適切な手続きを行うことを確認した。 ・金銭信託（額面 5 億円）の取引は令和 6 年 12 月 30 日期間満了で終了した。 ・今後、有価証券を取扱う際は、現行の同規程に基づき、社内で資金運用委員会を設置し、議事録を作成すること、また、1 億円以上の運用は取締役会の決議を得ること、1 億円未満の場合は常勤役員会の決議を得ることなど、同規程を遵守し、適正な手続きのもとに行っていくことを 1 月 21 日開催の常勤役員会にて改めて確認した。	措置済	令和 7 年 1 月 21 日
3	PC 管理については是正を求めたもの 【大阪港埠頭ターミナル株式会社に対して】 団体の PC 保管状況について確認したところ、現在使用している PC については、利用者と PC が紐づく形で一覧管理されているが、廃棄予定の PC の一部が一覧表から漏れていた。また、廃棄予定の PC の中には、「データが削除されているか確認できていないものがある。」とのことであった。 【指摘事項】 団体は、廃棄予定の PC を含め、保有している全ての PC を一覧表に明記し、PC の取得、運用、廃棄の各段階において適切に管理する仕組みを構築されたい。	・廃棄予定の PC を含め、すべての PC を台帳へ記載した。また、PC の取得、運用、廃棄の各段階において適切に管理する仕組みとしてライフサイクル管理表を作成、常勤役員会の承認を経て、システム担当への共有と社内通知（4 月 15 日）を行った。 ・廃棄予定であった全社分の PC について、残存データ消去作業（物理破壊作業）を 4 月 19 日に実施し、廃棄処分を 4 月 21 日に完了した。	措置済	令和 7 年 4 月 21 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	セキュリティ管理について是正を求めたもの 【大阪港埠頭ターミナル 株式会社に対して】 前回監査の指摘事項に対する措置状況を確認したところ、過去に実施した監査による指摘により、財務会計システム等に対して、ID及びパスワード管理を行えるシステムを導入したものの、パスワードの桁数等の基準が設定されていなかった。 【指摘事項】 団体は、国民のためのサイバーセキュリティサイト（総務省ホームページ）の「安全なパスワードの設定・管理」等を参考に、パスワードの設定条件を、桁数や英字、記号等を盛り込んだものとされたい。	・国民のためのサイバーセキュリティサイトの「安全なパスワードの設定・管理」等を参考に、パスワードの設定条件を、桁数や英字、記号等を盛り込むこととし、令和6年11月1日より財務会計システム及び資産管理システムのパスワード6桁以上、英大小数字記号を含む、3カ月に1回の定期変更をしなければシステムに入れないよう設定した。	措置済	令和6年11月1日
5	役員報酬限度額の設定について改善を求めたもの 【大阪港湾局に対して】 平成20年6月に定時株主総会で決議された報酬限度額は、現在の役員の実際支給額に比べてかなり高額に設定されていた。 【指摘事項】 大阪港湾局は、取締役及び監査役の報酬限度額を実態に合わせた適正な額とするよう、株主として報酬限度額の改定を提案されたい。	・取締役及び監査役の役員報酬上限額と実支給額との乖離について、事前に団体から改定する意向が示され、令和7年6月27日開催の第74回株主総会において、当局の指導を踏まえて、取締役の報酬上限額を1億2,000万円から4,800万円（実支給額4,080万円）に、監査役の報酬上限額を2,000万円から600万円（実支給額300万円）に改定する旨が提案されたため、本市としてこれを承認した。	措置済	令和7年6月27日
6	団体株式の売却について改善を求めたもの 【大阪港湾局に対して】 大阪港湾局は、当該団体の株式売却を目指す方針を出し、団体出資者と継続的に株式売却に関する協議を続け、令和2年及び3年には現出資者以外の株式取得希望者とも協議を行っているが、団体株式の売却が進んでいない。 【指摘事項】 大阪港湾局は、団体株式の売却が着実に進展するように具体的な戦略と計画を早期に策定し、株式売却に取り組まされたい。	・当局では平成26、27年度に同団体の主要株主13者と協議したが株式取得の意向を確認することはできなかった。一方で、平成28年度は株式取得に関心を示した既存株主と協議し、また、令和2、3年度には既存株主以外と協議したが、売却には至らなかった。 ・このような状況を受けて、団体に対して株主の名寄せや企業価値を高め、市場性を生み出す取り組みを促しているところである。 ・団体の株式を売却するにあたっては、自立後の安定経営に留意しつつ、手法を再検討するなど、株式売却の進展に向けて取り組んでいく。	措置中	(令和8年3月下旬)